

骨髄移植等により、移植前に接種した定期予防接種の抗体を失った お子さまへの、任意予防接種費用助成のお知らせ



造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植）により、それ以前に受けた定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、再度予防接種を受ける場合の費用を助成します。

【対象者】

豊岡市民であり、以下の①、②、③いずれにも該当する方

- ①再接種を受ける日において20歳未満の方
- ②接種済みの定期予防接種の効果が期待できないため、再接種の必要があると医師に診断された方
- ③対象者及び同一世帯に属する者の市民税所得割額が、23万5,000円未満の方

【助成の対象となる予防接種】

予防接種法で定期予防接種に定められている子どもの予防接種のうち、予防接種実施規則の規定によるワクチンを用いた予防接種（ただし結核を除く）

※助成の対象となる予防接種は、移植前に定期接種として接種した予防接種に限ります。

【助成方法】

償還払い

- ①再接種を受ける前に、市に対し対象認定の申請を行う必要があります。
- ②医療機関で一旦全額自己負担いただき、後日、申請により払い戻します。
- ③助成金額は上限があります。

（申請方法につきましては裏面をご覧ください。）

【申請手順】

再接種を受ける前に申請が必要です。

事前申請

以下の書類を添えて、市に提出してください。

- ①豊岡市骨髄移植等における再接種費用助成対象認定申請書（様式第1号）
- ②豊岡市骨髄移植等における再接種費用助成対象認定に係る理由書（様式第2号）

※抗体検査に要する費用や文書料は自己負担。

- ③定期予防接種の履歴が確認できる母子健康手帳の写しまたは定期予防接種の履歴が確認できる書類の写し
- ④所得課税証明書（豊岡市に所得申告がある方は不要）

認定通知

市から認定通知書が届きます。

再接種

再接種費用は医療機関に一旦全額支払ってください。

助成金申請

以下の書類を添えて、市に申請してください。

- ①豊岡市骨髄移植等における予防接種の再接種費用助成金申請書兼請求書（様式第5号）
- ②医療機関発行の再接種費用の領収書（原本）
- ③再接種の履歴が確認できる母子健康手帳の写しまたは再接種の記録が確認できる書類

助成金の交付

助成金交付決定通知書が届き、指定された口座に助成金が振り込まれます。

【問い合わせ先】

豊岡市役所 健康増進課

豊岡市立野町 12 番 12 号 TEL:0796-24-1127